

存留在船使者一員 馬嘉梅
存留在船通事一員 蔡朝傑

管船火長・直庫二名 林華 馬益志

梢水共に八十一名

万曆三年（一五七五）二月二十八日

右の執照は存留在船通事蔡朝傑等に付し、此れに准ぜしむ

執照

注* 『明実録』万曆三年八月丙戌、十二月辛未、万曆四年正月乙卯の

条に関連の記事がある。

1-31-14

世子尚永の、進貢の方物を分載して使者呉駿等を遣わす執照

（一五七五、二、二八）

琉球国中山王世子尚永、進貢の方物を護送する事の為にす。

今、使者呉駿・通事陳繼茂等を遣わし、夷梢を率領し、本国の小船一隻を撐駕し、馬二匹・生硫黄五千斤を装載し、護送し前來して貢に充てしむ。仍お福建布政使司に赴き告稟して進取せしむる外、所_よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、宙字十号半印勘合執照を給して通事陳繼茂等に付し、收執して前去せしむ。如_も

し経過の関津把隘の去_{とこ}処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開_くす

使者一員 呉駿

通事一員 陳繼茂

人伴四名

管船直庫一名 毛詩

梢水共に六十五名

万曆三年（一五七五）二月二十八日

右の執照は通事陳繼茂等に付し、此れに准ぜしむ

執照

1-31-15

世子尚永の、礼部の指示にしたがつて請封するため長史梁燦等を遣わす執照（一五七五、二、二二）

琉球国中山王世子尚永、勘合を遵奉し、王爵を襲封する事の為にす。

照得するに、¹万曆元年（一五七三）、官を差_{つか}わして京に赴き王爵を請封せしむ。²礼部の勘合の、福建等処承宣布政使司に転行し、

備に本国に行するを蒙り、長史司、査勘して襲封の結状の縁由を回報す。今、長史・使者・通事等の官の梁燦等を差わし、土船一隻に坐駕し、人伴・梢水を率領し、前來して通報せしむ。差わす所の人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、宙字十一号半印勘合執照を給して通事鄭礼等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実如遇わば、即便に放行し、留難して困つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

長史一員 梁燦 人伴十名

使者三員 衛榮 馬嘉梅 麻金美 人伴九名

通事二員 鄭礼 蔡燦 人伴四名

管船火長・直庫二名 林華 馬文郎

梢水共に九十七名

万曆三年（一五七五）十二月二十一日

右の執照は通事鄭礼等に付し、此れに准ぜしむ

結状の事
の為にす 執照

注（一）万曆元年：請封せしむ 『明実録』万曆元年十一月乙巳の条

に記事がある。

（二）礼部の勘合の：回報す 注（一）の『明実録』に「下礼部、

行福建鎮巡等官、査勘具奏」とある。

1-31-16

世子尚永の、万曆三年進貢の硫黄の不足分を補貢するため通事蔡朝傑等を遣わす執照（二五七五、一一、二二）

琉球国中山王世子尚永、硫黄を欠小する事の為にす。

照得するに、万曆三年（一五七五）の貢期に、已に正議大夫蔡朝器等及び護送の通事陳繼茂等を差わし、土船二隻に坐駕し、硫黄・馬匹を分載し、前來して進貢せしむる内、期せずして陳繼茂の船隻は風を被り海壇山に打傷して硫黄の漏湿すること過半なり。幸いにして人船は平安なるを得たり。此の為に今、通事蔡朝傑等を遣わし、人伴・梢水を率領し、小船一隻を撐駕し、硫黄五千斤を装載して前來して数を補わしむ。仍お福建等処承宣布政使司に赴き告稟して進収せしむる外、今、宙字十二号半印勘合執照を給して通事蔡朝傑等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実如遇わば、即便に放行し、留難して困つて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

通事一員 蔡朝傑 人伴二名